

令和6年度

第2回 国民健康保険運営協議会 会議録

日時 : 令和7年2月13日(木) 午後2時00分

場所 : 交野市役所 本館3階 第二委員会室

令和6年度 第2回交野市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 開会 令和7年2月13日（木）午後2時00分

2. 閉会 令和7年2月13日（木）午後2時40分

3. 出席委員 会長 前波 艶子
副会長 青山 雅宏
委員 岡本 満子
委員 河辻 和文
委員 小菓 裕成
委員 古賀 よし枝
委員 佐寫 英則
委員 新庄 士郎
委員 長井 輝臣
委員 羽尻 昌功
委員 波戸 良光
委員 山口 由美子

4. 事務局 市民部長 小川 暢子
市民部次長 菅 和美
医療保険課長 村上 務
医療保険課長代理 村田 奈美・久保田 佳代
医療保険課係長 中田 学

5. 議事案件

- ・報告
 1. 令和7年度国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について
 2. 国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて
 3. 令和7年度国民健康保険特別会計予算（案）について
- ・その他
 1. 交野市特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の進捗報告について
 2. オンライン資格確認の利用状況について

会 長： それでは定刻となりましたので、「令和6年度第2回国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

本日は、冷たくて、まだまだ厳しい寒さが続いています。公私なにかと、ご多忙の中、本協議会にご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、本日の会議は公開の対象となりますが、傍聴を希望されている方がおられれば、公開したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員 異議なしの声)

特にご異議がないようですので会議は公開と致します。傍聴希望者が居られれば入室してもらってください。

事務局： おられません。

会長： おられないということですので、まず、本運営協議会の開会にあたりまして、小川部長よりご挨拶をいただきます。部長、よろしくお願いいたします。

部長： みなさん、こんにちは。市民部長の小川でございます。

今日は、公私なにかとご多忙のところ、国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠に有難うございます。また、平素は、本市国民健康保険事業の推進に多大なるご尽力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険の運営につきましては、国民健康保険制度改革により、国民健康保険の広域化が実施され、大阪府におきましては、6年間の経過措置期間が終了し、本年度より大阪府内全市町村の保険料率が完全統一となったところでございます。

しかしながら、国保を取り巻く環境はあいかわらず大変厳しいもので、国保の被保険者数は年々減少し、また1人当たりの医療費の増加が続いております。

本市としましては、今後も国民健康保険が持続可能なものとして運営されるために、運営協議会の皆様に、ご意見やご提言を賜り、国保制度の充実に注力して参りたいと考えておりますので、引き続きご協力の程、宜しく願いいたします。

さて、本日皆様にご報告をさせていただきます案件としまして、「令和7年度国民健康保険の保険料率及び賦課限度額、保険料軽減判定所得基準の見直し、令和7年度国民健康保険特別会計予算案、その他」など、4点でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございます。

それでは、委員の出席状況を事務局から報告願います。

久保田： 委員の出席状況を報告いたします。

課長代理 1名の欠席連絡がございました現在、委員定数13名中12名の出席でございます。

以上で報告といたします。

会長： ただいまの報告のとおり、協議会規則第7条の規定に基づき、本運営協議会は成立いたしました。

続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第13条により、議長が指名することになっておりますので、公益を代表する古賀委員、保険医・保険薬剤師を代表する

佐島委員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは次第にそって、進めさせていただきます。まず、報告案件1点目「令和7年度国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について」事務局より報告願います。

村上課長： 着座にて失礼いたします。

それでは、報告1. 令和7年度国民健康保険の保険料率及び賦課限度額についてご説明申しあげます。

資料の1ページをお開きください。まず、「令和7年度の保険料率」からご説明させていただきます。

本年度、令和6年度より大阪府では保険料率等の完全統一が行われておりますが、来年度、令和7年度の料率が大阪府より示されました。

上段の表が令和7年度の料率になりますが、下段の6年度の料率に比べ、医療分・支援金分・介護分のそれぞれ所得割・均等割・平等割、すべての項目において下がっております。

この料率が下がった原因でございますが、1ページの一番下のグラフをご覧ください。

こちらは平成30年度以降の一人当たりの保険給付費を表しております。健康保険は被保険者がかかる医療費を加入者皆で助け合う制度ですので、保険給付費の増減が保険料の増減に直結します。

ご覧いただいておりますとおり、一人あたりの保険給付費はコロナの影響を受けた令和2年度を除き、ずっと増加傾向が続いており、この伸び率から予想して令和6年度の給付費は375,080円を見込み令和6年度の料率を算定しました。

しかし、フタを開けてみますと令和6年度の保険給付費は、予想に反し364,138円にとどまっており、上昇率が鈍化している状況でございます。

令和7年度の一人あたり給付費は、この実情から推計し370,685円と見込み、6年度の算定時375,080円より下がりますので、保険料率が下がるという計算になっております。

なお、令和6年度の保険給付費の上昇率が鈍化している原因については、国や府でも調査中ではございますが、6年度の給付費は8月診療までの半年間の実績でございますので、下半期のインフルエンザの流行等が反映されると、やっぱり当初の見込みに近くなる可能性もありますので、今後も医療費が落ち着くのではいかと判断するにはまだ早いかないと考えます。

2ページには、令和6年度と7年度の所得別での保険料比較、その所得で加入人数に応じた保険料を比較しております。当然ながら全世帯で保険料は下がる状況でございます。

また、右のページでは国保加入者の所得分布及び年齢分布を記載しております。所得200万円未満の世帯が全体の80%を占め、60歳以上の被保険者が全加入者の50%を超えている状況でございます。

料率については以上です。

続きまして、3ページをお開きください。「国民健康保険料賦課限度額について」ご説

明いたします。

今回は、支援金分の保険料賦課限度額について改定するものでございます。医療分及び介護分につきましては、改定はございません。

賦課限度額につきましては、国の税制大綱が閣議決定される中で、国の基準を引き上げることが示され、国民健康保険法施行令が改正されました。

大阪府においては、翌年度の国民健康保険を運営するに当たり必要予算額を算出するときには、時期的に国の改定が間に合いませんので、国基準より1年遅れで賦課限度額を適用している状況でございます。従いまして、大阪府の令和7年度における支援金分の賦課限度額につきましては24万円で、前年より2万円の引き上げでございます。なお、今回国が26万円に引き上げた分は、来年度反映することになります。

今回の改正により、医療分・介護分も含めた保険料の上限額の合計は106万円となり、この引き上げにより、中・低所得者層の負担軽減を図るものです。

参考としまして、令和6年度の賦課状況で令和7年度の「保険料率」と「限度額」で算出した場合、保険料が限度額に達する世帯は181世帯で、令和6年度の191世帯から10世帯減少する見込みです。

以上で、令和7年度の保険料率及び賦課限度額についての説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

長井委員： 意見となるが、保険給付分が令和6年度は思ったより伸びない予想なので、令和7年度の保険料率は下がることのご説明でしたが、下がるのはいいことだが、もともと大阪府の統一保険料率をつかうことで、財政の安定化や運営の効率化を目指しているのだから、加入者・市民にしたら保険料率の変動が激しいことで将来への不安もあるかもしれない。そのあたりの原因をつかみ、加入者・市民の方々へ将来の運営に対して不安を持たれないよう、周知を丁寧に実施してほしい。

交野市は令和5年度まで激変緩和措置もやっていたのでその影響も出てきていると思うが、わからない方もたくさんおられると思う。交野市として医療費の効率化や収納率の上昇、保健事業の実施などを他市と連動しながら実施しないと、全体としての運営が難しくなると考えられるので、市自ら進んで取り組んでもらいたい。よろしく申し上げます。

会 長： 他に、ご質問はございませんか。

質問がないようですので、続きまして報告案件2点目「国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて」事務局より報告願います。

久保田： 着座にて失礼します。

課長代理 4ページの資料の表をご覧ください。

所得基準額の欄には軽減判定所得の基準となる額の計算方法が記載されております。

今回、この基準額について、今般の年金支給額の増加などにより意図せずに軽減対象から外れてしまうことの不利益が生じないよう、5割軽減は現行の29万5千円から30万5千円に、2割軽減は現行の54万5千円から56万円に、それぞれ引き上げる見直しとなっており、保険料の均等割額及び平等割額を自動的に軽減し、保険料が算定されます。

具体的に、3人世帯の給与所得を例として記載しております。

令和6年度保険料賦課時点の6月1日で算出してみると、5割軽減が45世帯、2割軽減で5世帯が対象となり、ともに、わずかではありますが、軽減の対象となる世帯は増えることとなります。

軽減される保険料相当額の財源としては、大阪府から4分の3、市一般会計から4分の1が基盤安定繰入金として補てんされることとなっております。

以上、とさせていただきます。

会長： ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

質問がないようですので、続きまして報告案件3点目「令和7年度国民健康保険特別会計予算（案）について」報告願います。

久保田： 着座にて失礼します。

課長代理 資料の5ページを、ご覧ください。

まず、令和7年度予算におきましては、令和6年度予算をおおむね踏襲する内容で3月議会（定例会）に提出する予定としております。

それでは、「当初予算対前年度比」の歳入・歳出について詳細をご説明いたします。こちらの資料は、本日お配りしました予算書案をまとめた資料となります。

歳入・歳出どちらにおきましてもマイナス要因は「加入者の減少」が理由となっております。令和6年度は被保険者数12,374人世帯数7,971世帯で計上していましたが、令和7年度の被保険者数は588人少ない11,786人、世帯数は464世帯少ない7,507世帯で計上しております。

歳入の「保険料」「府支出金の普通交付金」歳出の「保険給付費」がこの理由によるものでございます。それぞれ納付金額や実績値から算出しております。

戻りまして、「府支出金特別交付金」でございますが、市町村の健康事業への取組や保険料の徴収などの状況により交付される保険者努力支援分や、府の特別調整交付金を計上しております。

つづきまして、繰入金の「保険料基盤安定」から「産前産後保険料」までは、令和6年度の交付申請をもとに、また「職員給与費等分」につきましては、国保事務に要する経費も含まれております。

次に「出産育児一時金」「財政安定化支援事業分」「療給負担金減額分」につきましては、府の示す納付金額を計上しておりますが、各項目を算出するに当たっては、令和7年度予算見込額から令和5年納付金精算額をプラスマイナスした額となっております。

財政調整基金繰入金については、財政調整事業の事業費納付金として、1人680円の

被保険者数11,786人分で801万4480円と、がん検診無償化対応分の500万円を計上しております。

以上歳入としまして、前年度より3億5076万8千円減の73億9752万6千円を計上しております。

当初予算対前年度比（歳出）（案）をご覧ください。

歳出に関しては、被保険者数の減少による療養費の減少はあるものの、「一般高額療養費」に関しては医療の高度化などによる増加が見込まれるため、プラスとなっております。

また、諸支出金に関しては事業費の精算による返還金が見込まれるため、増加しております。

以上が歳出予算となり、歳入同様、前年度より3億5076万8千円減の73億9752万6千円が、令和7年度の国民健康保険特別会計の歳出予算でございます。

以上を説明とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

新庄委員： 歳入の保険料滞納繰越分の収納率が3割となっており、仕方がないのかなと思うところもありますが、保険料の時効は3年ですか、5年ですか。

村上課長： 2年です。

新庄委員： ということは、執行不能で落とされた額は結構ありますよね。

村上課長： 滞納処分という形で財産調査等を行い、取るものがない場合は不能欠損で処分せざるを得ない状況です。収納率向上の取り組みを行っておりますが、不納欠損額は年間で約1400万円となっております。

新庄委員： 払わない人が得をするようなことがないようにしてもらいたい。

国の方で高額療養費の限度額の引き上げを検討されていますが、高額療養費が減ってくるとは思われるが、市に対する影響をわかる範囲でご説明いただきたい。

村上課長： 報道では、受診控えによって医療費が低下すると言われているが、それは少し違うのではないかと。医療費と命を天秤にかけるようなことになって、かといって治療を控えるというのもあってはならないと。高額療養費を利用する人は、医療の負担が大きい人なので、より負担を課すことがあっては福祉としては後退していくので、この件については慎重に考えないといけないと考えています。

一方で、市としての影響については、高額療養費が年々増加していることは課題ではあるものの、引き上げによる市への影響は今のところ想定しておりません。やはり、市民の負担が増加することが課題と考えております。

会 長： 他にございませんでしょうか。
最後に、事務局から「その他案件」について説明をお願いします。

村 田： 机に配布しておりました、当日資料のその他案件について、説明させていただきます。
課長代理 1点目「交野市特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画」の進捗の報告でございます。

令和7年1月23日に交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画推進審議会を開催し、特定健診・特定保健指導等保健事業の進捗報告を行いました。引き続き、推進審議会での意見も踏まえて、各事業実施を進めてまいります。
以上です。

中田係長： わたくしの方からは、2番のオンライン資格確認の利用状況について、ご説明させていただきます。

直近（令和6年11月）のマイナ保険証の登録数でございますが、加入者12,196人中7,466人で、マイナ保険証利用率は25.22%となっており、全国平均利用率である23.21%を約2%上回っております。

一方、マイナ保険証は当初、利用登録を行うと解除できない仕様でしたが、登録が任意であることから、解除申請が可能となり、現在19人の申請を受け付けております。

マイナ保険証の登録者の4人に1人が実際に保険証として利用されていますが、逆に4人に3人は利用されていない状況のため、引き続き利用促進にも努めてまいりたいと考えております。

最後に、前回の審議会でご意見いただきました、お薬手帳にかかる広報の訂正を、令和7年1月号広報に掲載いたしました。

詳細は、本日配布しております広報の写しをご覧ください。
ご報告は以上です。

会 長： ありがとうございます。
ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

羽尻委員： お薬手帳の件について、訂正等ご対応いただきありがとうございます。

会 長： 他にご質問がないようですのでこれで終了させていただきます。
なお、会議録等の文書整理につきましては、わたくし会長に一任ということで、ご異議
ございませんでしょうか。

（委員 異議なしの声）

それでは、そのようにさせていただきます。
閉会の前に、事務局から連絡があります。事務局をお願いします。

村上課長： 皆様お疲れ様でした。本会議を持ちまして、まだ期間は残っておりますので、よほど突

発的な事案が発生しない限り3年の任期が終了となります。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。また、次期につきましては、団体の方でしたら推薦依頼等させていただきますのでご協力よろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

会長： 以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。
本日は、貴重なお時間を頂戴し、ご協力をいただき本当にありがとうございました。
これにて閉会とさせていただきます。

会議録署名

会 長

会議録署名委員

委 員

委 員
